

農業者の皆様へ

19年産から新たな米の需給調整システムがスタートします！

☆新たな需給調整のねらい（ポイント）

- 農業者・農業者団体が主体的に米の需給調整を行う制度になります。
- 米の作付目標面積の配分を受けるためには、農業者・農業者団体が作成する「生産調整方針」に参加する必要があります。
- 米の生産目標面積（数量）の配分は原則、農業者・農業者団体（生産調整方針作成者）から配分することになります。

※「生産調整方針作成者」とは、農業者別の生産目標数量の設定や生産目標数量を達成するため措置を記した生産調整方針を国に提出し、承認を得た生産者又は集荷業者です。

本町での平成19年産米の生産調整方針作成者は、「JAさつま」です。

※19年産に限り生産調整非参加者については、町水田農業推進協議会与JAさつまとの連名で配分します。（生産調整方針参加者はJAさつまからの配分です。）

これからの流れ

☆平成19年産米の作付希望調査（11月下旬実施）
2月上旬 19年度水田農業実施計画書配付時に米の目標数量・面積を通知

20年産以降

19年度中に本町内で米の集荷を行っている業者に対し生産調整方針作成への誘導を行います。

集荷業者の生産調整方針に参加する場合

方針作成者から生産目標数量（面積）配分

● 配分の範囲内で米を作付すると生産調整達成者

● 配分よりも多く米を作付すると生産調整未達成者

同様の措置

※ 配分どおりの生産を行い、集荷円滑化対策に加入すれば・・・
1 産地づくり交付金（転作助成金）
2 米の下落時の価格補てんなどの助成が受けられます。（予定）

【問い合わせ先】

本庁農政課農政係（内線2422・2423）
鶴田総合支所経済課農政係（内線4122）
薩摩総合支所経済課農政係（内線6131）

生産調整方針に参加しない場合

20年産米からは、生産目標数量（面積）配分なし

【20年産米以降については・・・】
米を作付した場合、**生産調整未達成者**となります。
生産調整未達成者へは
①すべての生産調整支援策が受けられません。
②中山間地域等直接支払交付金が受けられません。
③その他農業関係の補助事業が原則として受けられません。

【20t以上の出荷実績のある生産者】については
自らが生産調整方針を作成できます。
（詳しくは、鹿児島農政事務所Tel22-4156へ）